

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目①

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定・公表（2014年8月） ・品質マニュアルの策定・公表（2014年12月）、改訂（2015年6月、2016年7月、 2022年7月 ）
	B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「意匠審査基準」（審査の基本的な考え方を示す文書）（2021年3月改訂） ・「意匠審査便覧」（審査業務にあたり必要となる事項等を示した文書）（2021年3月改訂） ・「面接ガイドライン」（面接・電話対応の具体的な手順を示す文書）（ 2022年5月改訂 ）
	C) 意匠分類関連 ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（ 2022年4月更新 ）。 ・ <u>画像意匠の日本意匠分類及び形態等による検索キー（Dターム）の定義を詳細化して運用するとともに、2022年4月、詳細化後の定義を記載した新たな分類付与の手引（分類定義カード）を特許庁ホームページにおいて周知した。</u> ・国際意匠分類（ロカルノ分類）と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）の作成及び公開。 ・国際意匠分類（ロカルノ分類）の仮訳作成及び公開。
	D) 文書の管理 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、イントラネットを含め適切に管理している。 2022年度、品質マニュアルについて、2021年度実施した品質ポリシー等の文書のレビュー結果を踏まえつつ、ウィズコロナ・DX時代の社会環境の変化への対応も含めた品質管理システムの見直しを行い、これに伴う改訂を行った（2022年7月改訂）。
	E) 文書の一覧表の作成 ・「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目①

実績又は現況	F) 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知 1. 近年改正された意匠法等に関して、以下のとおり周知を行った。 <特許庁ホームページへの掲載> ・「改正意匠法の令和 2 年 4 月施行について」（改正意匠法令和 2 年 4 月施行分説明資料） ・「改正意匠法の令和 3 年 4 月施行について」（改正意匠法令和 3 年 4 月施行分説明資料）（動画サイトへも掲載） ・「改正意匠法説明用パンフレット」（令和 3 年 4 月施行分にあわせ追記修正）（冊子も約 50 部配布） ・「意匠登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用について」 ・「令和元年改正法による新たな保護領域の意匠の参考登録例を示した事例集」（2022 年 1 月、特許庁ホームページへ掲載し、審査官へも周知） ・「ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則改正」（2022 年 1 月発効）について、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要」を改訂（特許庁ホームページへ掲載し、審査官へも周知） <審査官への周知> ・「意匠の国際出願における証明書の提出方法の拡充」（2021 年 10 月施行）に関する運用を審査官に周知 <e-learning> ・INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat の「意匠登録制度の概要_2021」のスライド改訂及び公開 2. 意匠審査基準改訂に関して、以下のとおり周知を行った。 ・<u>令和元年改正法による新たな保護領域の意匠のうち画像を含む意匠の関連意匠登録事例を示した「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」の作成（2022 年 9 月、特許庁ホームページへ掲載。特許庁メルマガにより情報発信）</u> ・庁内職員向け研修（審査官コース研修、事務官向け研修、調査員向け研修） ・団体・企業向け個別説明（海外企業、国内 2 団体への説明、広報誌への寄稿 2 件） ・新興国審査官向け研修（2023 年 1 月実施予定） ・実務者向け意匠制度説明会（INPIT 提供の e-ラーニングである IP ePlat 上でのオンライン説明会。2023 年 2 月頃実施予定） ・実務者向け説明会スライド「意匠の審査基準及び審査の運用～令和元年意匠法改正対応～」の改訂（特許庁ホームページへの掲載） ・「令和 3 年施行法対応意匠審査便覧英語版」の作成（2022 年度中に公表予定）
--------	---

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目①

資料の 所在	○品質ポリシー（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○意匠審査基準（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査便覧（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
	○意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html
	○日本意匠分類関連情報（上記 C 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyoun_bunrui/index.html
	○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目②

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	A) 審査の進め方 意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きを「意匠審査基準」において定めている。
	B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。 意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図
資料の所在	○意匠審査基準（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○品質マニュアル（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/document/isho_manual/manual.pdf

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目③

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。
実績又は現況	(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況) A) 品質ポリシー ・「品質ポリシー」の公表(2014年8月)及び配布(2014年9月以降) ・「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布(2014年10月以降)
	B) 品質マニュアル ・「品質マニュアル」の公表(2014年12月)及び改訂(2015年6月、2016年7月、2022年7月) ・「品質マニュアル」英語版の公開(2016年7月)
	C) 企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等について紹介する内容を設け、説明を行っている。 2022年度実績：20件(2022年12月末時点) (2021年度実績19件、2020年度実績14件)
	(職員に対する周知状況) D) 庁内のイントラネット等における周知 庁内イントラネットにおいて以下の文書を意匠審査部全体に周知している。 ・品質ポリシー ・品質マニュアル ・令和4年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書
	E) 研修等における周知 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。 2022年度実績 ・品質管理官向け説明会 2022年7月1日 6名受講 ・審査系マネジメント能力研修 2022年6月10日 2名受講 ・応用能力研修2 2022年11月18日 2名受講
	F) 職員の理解状況の把握 審査系マネジメント能力及び応用能力研修2については、受講者全員を対象として各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを実施した。 各研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認する検証を実施した。



各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目③

資料の 所在	○品質ポリシーパンフレット（上記 A， B， C 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/policy.html
	○品質ポリシー（英語）（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（英語）（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目④

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

実績又は現況

(意匠審査部門の組織体制・人員配置)

A) 意匠審査部門の組織体制、審査官の人員配置

意匠審査部門は、令和元年意匠法改正の施行に伴い審査体制を強化し、2020 年度 4 月から定員 2 名増の合計 50 名の審査官数を維持し、意匠登録出願の審査を行っている。3 つの審査室の管理職が品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B) 審査の効率化と海外庁との比較

審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査の効率化を図ってきた。この結果、審査官 1 人当たりの一次審査件数 (FA 件数) で見ると、米国特許商標庁 (USPTO) と比較し、約 3.7 倍 (2021 年の FA 件数を審査官数で割った参考値) の審査量を行っている上に、F A 期間も USPTO (16.4 月) の半分以下 (6.4 月) の期間で行われている。

年度	日本(JPO) (人)	米国(USPTO) (人)
2012	51	104
2013	51	123
2014	49	145
2015	48	171
2016	48	191
2017	48	186
2018	48	178
2019	48	171
2020	50	204
2021	50	233

【図 1】 J P O と USPTO との審査官数比較

(特許行政年次報告書、USPTO「Performance and Accountability Report」を基に作成)

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目④

実績又は現況

Figure 2 is a combination bar and line chart showing JPO application data from 2012 to 2021. The left Y-axis represents the number of cases (件) from 0 to 55,000. The right Y-axis represents the average period in months (月) from 0 to 22. The legend indicates: blue bars for application volume (出願件数[年]), orange bars for first examination volume (一次審査件数 (FA件数) [年]), and a red line with markers for the average period until first examination notification (一次審査通知までの平均期間 (FA期間) [年度]).

年度	出願件数[年]	一次審査件数 (FA件数) [年]	一次審査通知までの平均期間 (FA期間) [年度]
2012	32,000	32,000	6.3
2013	31,000	31,000	6.3
2014	30,000	30,000	6.2
2015	30,000	30,000	6.1
2016	31,000	30,000	6.1
2017	32,000	31,000	5.9
2018	31,000	31,000	6.2
2019	31,000	31,000	6.0
2020	32,000	30,000	6.3
2021	33,000	32,000	6.4

【図 2】 J P O の出願件数、FA 件数及び FA 期間
(特許行政年次報告書より作成)

Figure 3 is a combination bar and line chart showing USPTO application data from 2012 to 2021. The left Y-axis represents the number of cases (件) from 0 to 55,000. The right Y-axis represents the average period in months (月) from 0 to 22. The legend indicates: blue bars for application volume (出願件数[年度]), orange bars for first examination volume (一次審査件数 (FA件数) [年度]), and a red line with markers for the average period until first examination notification (一次審査通知までの平均期間 (FA期間) [年]).

年度	出願件数[年度]	一次審査件数 (FA件数) [年度]	一次審査通知までの平均期間 (FA期間) [年]
2012	32,000	26,000	10.0
2013	35,000	28,000	10.8
2014	36,000	28,000	12.3
2015	38,000	36,000	14.5
2016	40,000	36,000	12.8
2017	43,000	40,000	13.3
2018	46,000	41,000	13.3
2019	45,000	40,000	14.3
2020	46,000	42,000	15.4
2021	54,000	40,000	16.4

【図 3】 USPTO の出願件数、FA 件数及び FA 期間

(USPTO 「Performance and Accountability Report」、ID5 「Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the five offices of ID5」を基に作成)

C) 改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況

新たな保護対象についての意匠登録出願件数（2023 年 1 月 4 日時点）（括弧書きは 2022 年 1 月 4 日時点）

画像 3,702 件（2,050 件）、建築物 970 件（632 件）、内装 716 件（435 件）



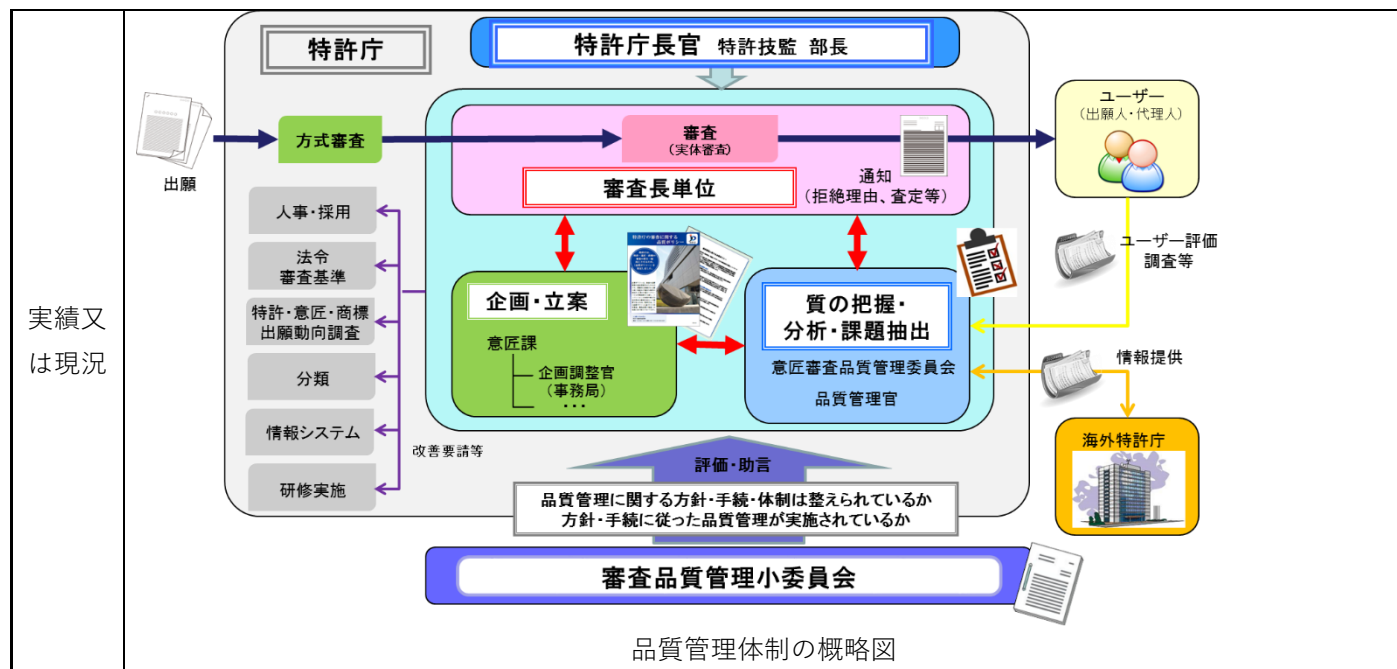
各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑤

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	(特許庁の品質管理体制)
	A) 責任者としての長官・特許技監・審査第一部長 意匠の審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官、特許技監、審査第一部長が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査長単位 審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う意匠課 品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、品質管理の企画・立案を行う者を4名（通常の審査業務と兼任）設け、以下の業務を行っている。 ・ 審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案 ・ 品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・ 品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）
	D) 審査の質の分析・評価を行う意匠審査品質管理委員会・品質管理官 意匠審査品質管理委員会は、3 審査室の、審査長、審査監理官及び上席総括審査官の合計 6 名（うち 1 名は委員長）の委員と、事務局によって以下を行っている。 ・ 品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析及び評価 ・ 上記分析及び評価により明確化された課題の報告 ・ 品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・ 意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言 品質監査を行う分析官は、国内の出願の監査を担当する者を 3 名、ハーグ出願の監査を担当する者を 3 名（昨年度より 1 名増）、で構成している。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑤



各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 決裁 決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。 起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行っている。 監査において分析官から指摘のあった点については都度決裁者に確認を行うことで、品質管理に関する高い意識付けを行っている。 新任の管理職を対象として、決裁時に留意すべきポイントについて管理職間での情報共有を図っている（評価項目③のEを参照）。
	B) 審査官と決裁者間の協議（案件協議） 国内案件を対象に決裁者と案件協議を行うことで審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）を向上させる取組を行っている。 ・判断の均質性確保の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件 ・同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件 ・中間手続等に誤りがあり、その誤りを正す必要が生じた案件 ・模倣品対策のため早期審査対象案件 <u>2022年度：69件（2022年12月末時点）（2021年度実績54件、2020年度実績31件）</u> <u>また、上記に該当しない案件についても、自主的に決裁者と案件協議を行い、審査の質を向上させている実態があることから、これらの協議件数についても今年度から集計を開始した。</u> <u>2022年度：3072件（5月～12月末時点）</u> <u>ハーグ出願については、これまでの取組により、国内出願の審査と遜色のない水準の習熟度が得られてきたことから、今年度より即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議対象とすることで、引き続き均質性を担保している。</u> <u>2022年度：1357件（2022年12月末時点）（2021年度：2242件、2020年度実績2283件）</u> <u>2022年9月から、新たに、類否判断の適正化のための案件協議を開始した。</u>
	C) ハーグ出願への対応 ハーグ案件については、出願内容だけでなく手続上の問題も含め様々な事例が存在することから、即登録可能な特段問題のない案件を除き、その他のF A全件について決裁者との案件協議を行っている。また、必要に応じ、S A案件の案件協議も行っている。 協議を行ったハーグ案件については、審査官が協議内容を記録した後、その情報をデータベースに集約化し、関連条文で検索可能としている。 ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を用いて、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況

D) 専門知識（意匠動向・ビジネス動向）の把握、知識の共有

審査官は、出願人企業との意見交換会等を活用して、審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する最新の知識や動向を把握している。

審査官は、審査担当物品関連のオンライン展示会やオンラインセミナーに参加し、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めている。**2022 年度はリアル展示会への参加が増加している。**

異動等で新しい担当分野を持った審査官は、企業との意見交換会や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やしている。

日本意匠分類ごとの分類定義カードの作成・管理、出願案件ごとのサーチ及び審査に関する記録を随時作成して、他の審査官と共有できる情報の充実を行う。**（2022 年 4 月更新）**

協議を行ったハーグ案件については、審査官が協議内容を記録した後、その情報をデータベースに集約化し、関連条文で検索可能としている。**2022 年度は 1357 件追加した。（2022 年 12 月末時点）**

特許審査室と、サーチノウハウなど、情報交換会を実施した。（2022 年 3 月）

E) 業績目標と審査官の評価

各審査官は、所属する審査長単位（各審査室）の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をしている。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックしている。

F) 面接・電話対応

出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。

2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、オンライン面接で Microsoft teams を利用可能とした。これらオンライン面接の手段を拡充しつつ、2022 年度は、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。

2022 年 1 月より、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能とした。

テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介する「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁ホームページに掲載し、情報を発信した。

2022 年度実績（2022 年 12 月末時点）

①面接（②③④を除く）	52 件	（2021 年度合計実績：35 件、2020 年度合計実績：18 件）
②出張面接	10 件	（2021 年度合計実績：0 件、2020 年度合計実績：0 件）
③オンライン面接	35 件	（2021 年度合計実績：104 件、2020 年度合計実績：114 件）
④ハイブリッド面接※	5 件	※対面とオンラインによるハイブリッド
⑤電話等（対応記録の件数）	1610 件	（2021 年度合計実績：2115 件、2020 年度合計実績：2176 件）

2021 年度「特許庁が達成すべき目標」

コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70%以上」とすることが定められており、**2022 年度ユーザー評価調査結果は 76.6%でこれを達成した**（2021 年度に実施したユーザー評価調査は 77.9%）。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	G) 品質関連情報の収集・提供 以下の品質関連情報を活用し、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。 ・審査に関する統計データ：審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして2022年度も毎月提供している（データの閲覧は、本人と管理職のみ可）。 ・審査官に対して、品質関連情報に関するテストを実施する。
	H) 審査関連文書の整備・改訂 ・審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」（国内案件用）及び「拒絶の通報等起案事例集」（ハーグ用）改訂（2022年10月）、イントラ掲載及び審査官に情報展開。 ・「令和3年施行法対応意匠審査便覧英語版」の作成（評価項目①F参照） ・「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」の作成（評価項目①F参照）
	I) 能力向上のための研修の実施 審査官全員の知識（最新の技術やデザイン動向の把握等）及び能力（起案文書作成能力等）の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。 ・技術研修（2023年1月～3月に実施予定） ・海外の展示会へのオンライン参加（2023年1月～3月に実施予定） ・コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）（2022年1月2名の審査官がオンライン参加） ・ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ協定対応英文起案研修を毎年実施。2022年度は10月から12月にかけて、5名の審査官が研修を受講。 <u>出願された意匠と関連する他の分野のサーチ（クロスサーチ）に関する新たなサーチ手法を策定し、その運用についての研修を実施するとともに（研修は2022年6月、運用は2022年7月開始）、審査品質の一層の向上と審査の効率化に資するサーチ範囲の決定方法について新たな方針を策定し、当該方針についての研修を実施して、全審査官に新たな運用の周知徹底を行った（研修は2021年10月、運用開始は2021年11月）。</u>
	J) 分類関連 ・改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、2020年4月に公表 ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2022年4月更新） ・法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うための、画像意匠を対象とした公知資料収集、と公知資料（約36万件）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与（2022年度未完了予定） ・意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理 ・的確なサーチを行うこと、また、ロカルノ協定上の義務を果たすことを目的として、出願意匠に対して日本意匠分類に加えてロカルノ分類の付与、メンテナンス ・日本意匠分類とロカルノ分類の対照表、ロカルノ分類物品リストの日本語訳、WIPOにおける国際登録を検索するための手順書を作成し、必要に応じて適宜修正

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	K) 意匠法改正に対応した資料施策 意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行っている。 建築物・内装意匠については、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行っている。 <u>過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う作業は 2021 年度で完了し、2022 年度は引き続き新刊雑誌等からの収集を行っている。</u> 画像意匠については既に 2013 年度から資料収集を行っているが、2019 年度より投影画像やクラウド上に表示される画像の追加収集を開始し、今年度も引き続き収集を行っている。
	L) 国際的取組 意匠五庁（ID5）の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。 外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 ・中国（11 月実施） <u>2021 年度に完了した、意匠五庁（ID5）の品質管理に関する協力プロジェクトの報告書を特許庁ホームページで紹介する。</u>
	M) 審査のための資料、ツール等の審査官への提供 拒絶理由通知等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーション（拒絶理由通知等起案文検索アプリ）を作成し、2020 年 7 月から審査官に提供している。 また、テレワーク環境下でも使用できるよう意匠検索支援ツールを開発し、2020 年 5 月から審査官に提供している。 関連意匠出願の起案時の主なチェックポイントをまとめた「関連意匠起案チェックシート」を用いて、関連意匠出願の審査実務における注意事項を共有している。 <u>画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールの開発について、2021 年度から引き続きアジャイル型開発を進めている。</u>
	N) 意匠法改正に対応した審査のための協議 建築物、内装意匠及び画像意匠における保護拡充された分野の出願の審査判断は、複数の審査官による協議や意匠審査基準室への合議により行った。
資料の所在	○意匠審査基準（審査の進め方の各論は、「第 1 部第 2 章 意匠審査の手順」を参照） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html
	○意匠審査便覧 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑦

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証 2022年4月に、当該年度に実施すべき取組を示した『令和4年度意匠課業務計画』の中で、意匠課の重点項目の一つとして「意匠審査の品質管理」を遂行する旨を定めた。 策定した取組の計画に対しては、半期終了ごとに進捗状況を検証し、レビューを実施している。
	B) 国内案件の品質監査 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第1部第1章（審査の基本方針と審査の流れ）及び第2章（意匠審査の手順）をベースとして検証した。 ・ 監査対象案件抽出のためのシステムを使用し、審査長決裁後の出願人への発送待ち案件から対象案件を抽出している。 ・ 同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行っている。 ・ 事務局は、全審査室の全審査官の起案が品質監査対象となるよう、監査対象案件を抽出している。 ・ 発送を保留したことによる審査期間の遅延・案件の滞留を防ぐため、1回の監査では監査件数を分析官一人に対して4件程度、監査期間を1週間以内とし、年8回の監査を実施している。 ・ 年間の品質監査の件数は2022年12月末までに74件を実施、年度内に約80件の監査を予定。 （2021年度実績：120件、2020年度実績：120件） ・ 効果的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討し、分析官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし再起案等の相談、検討を速やかに行っている。 ・ 2020年度から国内案件のうち物品の一部に画像を含む意匠に係る出願の品質監査の試行を行っていたが、2021年度より本格実施を開始し、今年度も引き続き監査対象としている。
	C) ハーグ出願の品質監査 2017年度からハーグ出願の品質監査の試行を行っていたが、2019年度より本格実施を開始した。 ・ 年間の品質監査の件数は2022年12月末までに36件を実施、年度内に50件の監査を予定。 （2021年度実績：30件、2020年度実績：20件）。 ・ 監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ出願の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目を参考に作成。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑦

	D) ユーザー評価調査 2022 年度においても、5～6 月にユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 ・ 2022 年度のアンケート送付件数は、国内企業 300 社、外国企業 50 社。 ・ 2022 年度アンケート回収率：90.3%（2021 年度実績：89.4%）。 ・ 意匠審査全体の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 91.7%（昨年度調査では 91.3%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 49.9%（同 47.7%）。 ・ 分析の結果、「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。 ・ 2022 年 10 月に特許庁ホームページにて「令和 4 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有。 ・ 今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・ 回答者の負担軽減のため、オンライン回答方式とし、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしたほか、意匠審査全般の質についての調査のみ実施した。また、特定の出願における意匠審査の質については、特許庁ホームページにおいて、通年、意見募集した。 ・ 回答後の意見交換会についての同意確認も含めて調査を実施し、不満回答者との意見交換会を通じた審査の質の現状や審査の質に対するニーズの把握、分析を実施している。 ・ <u>2022 年度は、審査の質についての審査官側の認識調査による品質検証を行うべく、アンケート調査を実施し、課題を分析・抽出した。（2022 年 12 月）</u>
実績又は現況	E) ユーザー等との意見交換 ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施。（一部の意見交換においては、企業の経営層との意見交換、情報収集を実施。） ・ <u>企業との意見交換</u> 2022 年度実績：15 件（2022 年 12 月末時点）（2021 年度実績：13 件、2020 年度実績 4 件） ・ <u>業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換</u> 2022 年度実績：5 件（2022 年 12 月末時点）（2021 年度実績：6 件、2020 年度実績：9 件）
	F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付 電話、メール等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施した。（日本語は 2014 年 11 月、英語は 2017 年 2 月から） 寄せられた意見は適切に管理すると共に、意見の内容を分析し、品質向上のための取組に反映し、また、回答者の同意を得たものについては、担当審査官へフィードバックしている。
	G) 審判決との判断相違の分析 審判関連情報として、処理が確定した審判決と審査の判断相違の統計調査や、審査分野ごとの傾向に関する分析等を整理した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官が担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。 2022 年度：267 件（2022 年 12 月末時点）（2021 年度実績：325 件） 審決の内容について審判部で審理結果連絡票を作成し、審査部に共有を図っている。 意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施している。（2022 年 9 月開催） 意匠審判部からの審判決報告会を実施している。（2023 年 2 月開催予定）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑦

資料の 所在	○審査の質の向上のための御意見受付（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html
-----------	---

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑧

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

実績又は現況	A) 分析 意匠審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。 審査手順 審査判断 記載ぶり、等 品質監査 (庁内) 目的: 各審査室における審査・決裁の状況を把握し、改善すべき点を内部の視点から顕在化すること。 個別案件の 要因分析 (庁内) 目的: 不備が生じる典型的事例を把握し、それらを未然に防ぐこと。 ユーザー 評価調査 (庁外) 目的: 審査全般の質及び個別案件の審査の質について改善すべき点を外部の視点から顕在化すること。 審判決との判断 相違の要因分析 (庁内) 目的: 審査と審判の間で判断が相違した場合の要因を把握すること。 集約 意匠課品質管理官 分析・課題抽出
	(特許庁内部での評価に基づく分析) B) 品質管理についての内部レビューを通じた分析 毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会（意匠）で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行っている。 2022年度も前年度と同様に、半期毎のレビューと庁内委員会を実施し、問題点を分析し改善策を検討。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	C) 品質監査を通じた分析 監査により得られたデータの分析及び監査における指摘事項、案件協議の記録、決裁者の聞き取りに関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、改善策へつなげることができるようにしている。 また、品質監査に関する運用手順等に問題点や改善すべき点がないか適時検討を行う。
	D) 国際意匠登録出願の審査における内外乖離案件の分析 <u>特許庁と他の2庁（実体審査国であるアメリカ、韓国）に共通して出願されたものであって、特許庁と他の2庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他の2庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。</u>
	E) 審判関連データの収集・分析 日米欧中韓における意匠に関する審判決及びそれらの中で用いられた意匠情報を収集し、意匠の表現や判断理由等を整理し、審査官に提供している。 審決関連情報として処理が確定した「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官の担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている（評価項目⑦再掲）。
	（特許庁外部での評価に基づく分析） F) ユーザー評価調査を通じた分析 回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。 改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。 2022年度の回答率は90.3%（2021年度の回答率は89.4%） であり、また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑧

	(課題抽出) (「特許庁内部での評価に基づく分析」により抽出された課題) G) 品質監査等、品質管理の取組 [B) での分析結果] <国内案件の品質監査> ・2022年度は監査件数の配分について、国内案件・ハーグ案件のバランスを一部変更して実施している。高い品質が保たれている国内案件については、監査対象案件数を昨年よりも減らして実施している。 ・2022年度の品質監査の結果からは、特に拒絶理由通知の記載について課題が抽出された。 <ハーグ出願の品質監査> ・2022年度は、国内案件と比較してユーザー評価調査における満足度の結果が低いこと、ハーグ協定に中国が加盟し今後件数増加が見込まれることから、監査対象件数を50%増やし、分析官も1名増やして、手厚い体制で監査を実施している。 ・2022年度も引き続き、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件に対して案件協議を実施することで、どのような観点でハーグ出願の監査を行うか、監査における問題点の抽出等を行っている。 ・2022年度上期においては、拒絶理由通知の理由付記の記載において、軽微な記載ミスが課題として抽出されたため、起案文章のチェック強化が課題として抽出された。 <国際意匠登録出願の審査における内外乖離案件の分析> ・2021年度から、特許庁と他の2庁（実体審査国であるアメリカ、韓国）に共通して出願されたものであって、特許庁と他の2庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他の2庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。
実績又は現況	(「特許庁外部での評価に基づく分析」により抽出された課題) H) ユーザー評価調査についての課題 [F) での分析結果] 2022年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果からは、以下の取組を行う必要があるという課題が抽出された。 『判断の均質性』については、従前の取組に加え、令和2年4月1日に施行された改正意匠法が適用される出願についても審査運用ルールの遵守徹底を図るべく、以下の取組を行う。 ・令和元年度、令和2年度の改訂意匠審査基準の遵守 ・改正意匠法に基づく新たな意匠（画像意匠、建築物意匠、内装意匠）の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施 ・案件協議等を通じた審査官間の判断の均質性の向上 ・<u>類否判断の適正化のための案件協議（2022年9月から開始）</u> 『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定等の記載』については、更なる向上を目指して引き続き以下の取組を行う。 ・全ての拒絶理由通知に判断理由を分かりやすく記載する。特に、類否判断を伴う拒絶理由通知については、その内容を明確に記載し、創作非容易性の拒絶理由通知については、提示する証拠を含め、判断理由を論理的に記載する。 ・この点について、全審査官向けの品質管理に関する研修において周知して、運用の徹底を図る。 ・<u>審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」（国内案件用）及び「拒絶の通報等起案事例集」（ハーグ用）改訂（2022年10月）、イントラ掲載及び審査官に情報展開。</u>

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑨

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(①～③の改善状況) <その他品質管理のための具体的な手順を示す文書> 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「意匠審査基準」（審査の基本的な考え方を示す文書）（2021 年 3 月改訂） ・「意匠審査便覧」（審査業務にあたり必要となる事項等を示した文書）（2021 年 3 月改訂） ・「面接ガイドライン」（面接・電話対応の具体的な手順を示す文書）（2022 年 5 月改訂） <意匠分類関連> ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2022 年 4 月更新）。 ・<u>画像意匠の日本意匠分類及び形態等による検索キー（D ターム）の定義を詳細化して運用するとともに、2022 年 4 月、詳細化後の定義を記載した新たな分類付与の手引（分類定義カード）を特許庁ホームページにおいて周知した。</u> ・国際意匠分類（ロカルノ分類）と日本意匠分類との対応表（コンコードダンス表）の作成及び公開。 ・国際意匠分類（ロカルノ分類）の仮訳作成及び公開。 <意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知> 1. 近年改正された意匠法等に関して、周知を行った。 ・「<u>令和元年改正法による新たな保護領域の意匠の参考登録例を示した事例集</u>」（2022 年 1 月、特許庁ホームページへ掲載し、審査官へも周知） ・「<u>ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則改正</u>」（2022 年 1 月発効）について、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要」を改訂（特許庁ホームページへ掲載し、審査官へも周知） ・「<u>意匠の国際出願における証明書の提出方法の拡充</u>」（2021 年 10 月施行）に関する運用を審査官に周知 他の実施状況については①F) 参照。 2. 意匠審査基準改訂に関して、周知を行った。 ・<u>令和元年改正法による新たな保護領域の意匠のうち画像を含む意匠の関連意匠登録事例を示した「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」の作成（2022 年 9 月、特許庁ホームページへ掲載。特許庁メルマガにより情報発信）</u> ・団体・企業向け個別説明（海外企業、国内 2 団体への説明、広報誌への寄稿 2 件） ・新興国審査官向け研修（2023 年 1 月実施予定） ・実務者向け意匠制度説明会（INPIT 提供の e-ラーニングである IP ePlat 上でのオンライン説明会。2023 年 2 月頃実施予定） ・「<u>令和 3 年施行法対応意匠審査便覧英語版</u>」の作成（2022 年度中に公表予定） 他の実施状況については①F)、⑥H) 参照。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑨

実績又は現況	<品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況> 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行った。 2022 年度実績：20 件（2022 年 12 月末時点）（（2021 年度実績 19 件、2020 年度実績 14 件） <職員に対する周知状況> 庁内のイントラネットにおいて以下の文書等を意匠審査部全体に周知している。 ・品質ポリシー ・品質マニュアル ・令和 4 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書 <職員向けの研修の実施状況> 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施した。 2022 年度実績 <table><tr><td>・品質管理官向け説明会</td><td>2022 年 7 月 1 日 6 名受講</td></tr><tr><td>・審査系マネジメント能力研修</td><td>2022 年 6 月 10 日 2 名受講</td></tr><tr><td>・応用能力研修 2</td><td>2022 年 11 月 18 日 2 名受講</td></tr></table>	・品質管理官向け説明会	2022 年 7 月 1 日 6 名受講	・審査系マネジメント能力研修	2022 年 6 月 10 日 2 名受講	・応用能力研修 2	2022 年 11 月 18 日 2 名受講
	・品質管理官向け説明会	2022 年 7 月 1 日 6 名受講					
	・審査系マネジメント能力研修	2022 年 6 月 10 日 2 名受講					
	・応用能力研修 2	2022 年 11 月 18 日 2 名受講					
	（④の改善状況） <意匠審査部門の組織体制・人員配置> ・令和元年意匠法改正の施行に伴い、強化した審査体制を維持し、引き続き合計 50 名の審査官により国内案件及びハーグ出願の審査を行っている。						
（⑤の改善状況） <品質管理体制> ・品質監査を行う分析官は、国内の出願の監査を担当する者を 3 名、ハーグ出願の監査を担当する者を 3 名（昨年度より 1 名増）で構成。							

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(⑥の改善状況 ー審査に関するものー) < 審査官と決裁者間の協議（一部対象案件を協議（⑥B）参照） > <u>2022年度：69件（2022年12月末時点）（2021年度実績54件、2020年度実績31件）</u> <u>協議必須案件以外の自主的な協議 2022年度：3072件（5月～12月末時点）</u> < ハーグ出願に関するもの（即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議） > <u>2022年度：1357件（2022年12月末時点）（2021年度：2242件、2020年度実績2283件）</u> < ハーグ出願への対応 > ハーグ案件については、出願内容だけでなく手続上の問題も含め様々な事例が存在することから、即登録可能な特段問題のない案件を除き、その他のF A全件について決裁者との案件協議を行っている。また、必要に応じ、S A案件の案件協議も行っている。 協議を行ったハーグ案件については、審査官が協議内容を記録した後、その情報をデータベースに集約化し、関連条文で検索可能としている。 ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を用いて、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。 < 専門知識（意匠動向・ビジネス動向）の把握、知識の共有 > 審査官は、出願人企業との意見交換会等を活用して、審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する最新の知識や動向を把握している。 審査官は、審査担当物品関連のオンライン展示会やオンラインセミナーに参加し、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めている。2022年度はリアル展示会への参加が増加している。 異動等で新しい担当分野を持った審査官は、企業との意見交換会や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やしている。 日本意匠分類ごとの分類定義カードの作成・管理、出願案件ごとのサーチ及び審査に関する記録を随時作成して、他の審査官と共有できる情報の充実を行う。（2022年4月更新） 協議を行ったハーグ案件については、審査官が協議内容を記録した後、その情報をデータベースに集約化し、関連条文で検索可能としている。2022年度は1357件追加した（2022年12月末時点）。 特許審査室と、サーチノウハウなど、情報交換会を実施した。（2022年3月）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

実績又は現況	<面接・電話対応> <u>2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、オンライン面接で Microsoft teams を利用可能とした。これらオンライン面接の手段を拡充しつつ、2022 年度は、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。</u> <u>2022 年 1 月より、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能とした。</u> <u>テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介する「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁ホームページに掲載し、情報を発信した。</u> 2022 年度実績（2022 年 12 月末時点） ①面接（②③④を除く） <u>52 件</u>（2021 年度合計実績：35 件、2020 年度合計実績：18 件） ②出張面接 <u>10 件</u>（2021 年度合計実績：0 件、2020 年度合計実績：0 ③オンライン面接 <u>35 件</u>（2021 年度合計実績：104 件、2020 年度合計実績：114 件） ④ハイブリッド面接※ <u>5 件</u> ※対面とオンラインによるハイブリッド ⑤電話等（対応記録の件数） <u>1610 件</u>（2021 年度合計実績：2115 件、2020 年度合計実績：2176 件） 2021 年度「特許庁が達成すべき目標」 コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70%以上」とすることが定められており、<u>2022 年度ユーザー評価調査結果は 76.6%でこれを達成した</u>（2021 年度に実施したユーザー評価調査は 77.9%）。 <審査関連文書の整備・改訂> 前述①C）、①F）、⑥H）参照 ・<u>審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」（国内案件用）及び「拒絶の通報等起案事例集」（ハーグ用）改訂（2022 年 10 月）、イントラ掲載及び審査官に情報展開。</u> ・「令和 3 年施行法対応意匠審査便覧英語版」を作成（評価項目①F 参照） ・「画像を含む意匠の関連意匠登録事例集」を作成（評価項目①F 参照） <能力向上のための研修の実施> ・<u>技術研修（2023 年 1 月～3 月に実施予定）</u> ・<u>海外の展示会へのオンライン参加（2023 年 1 月～3 月に実施予定）</u> ・<u>コンシューマー・エレクトロニクス・ショー（CES）（2022 年 1 月 2 名の審査官がオンライン参加）</u> ・<u>ハーグ出願の起案能力の向上を目的としたハーグ協定対応英文起案研修を毎年実施。2022 年度は 10 月から 12 月にかけて、5 名の審査官が研修を受講。</u> <u>出願された意匠と関連する他の分野のサーチ（クロスサーチ）に関する新たなサーチ手法を策定し、その運用についての研修を実施するとともに（研修は 2022 年 6 月、運用は 2022 年 7 月開始）、審査品質の一層の向上と審査の効率化に資するサーチ範囲の決定方法について新たな方針を策定し、当該方針についての研修を実施して、全審査官に新たな運用の周知徹底を行った（研修は 2021 年 10 月、運用開始は 2021 年 11 月）。</u>
--------	--

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

実績又は現況	< 意匠分類関連 > ・ 日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2022年4月更新）。 ・ 法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うための、画像意匠を対象とした公知資料収集、と公知資料(約36万件)に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与（2022年度未完了予定） ・ 国際意匠分類（ロカルノ分類）と日本意匠分類との対応表（コンコードダンス表）の作成及び公開。 ・ 国際意匠分類（ロカルノ分類）の仮訳作成及び公開。 < 意匠法改正に対応した資料施策 > 意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行っている。 建築物・内装意匠については、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行っている。 <u>過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う作業は2021年度で完了し、2022年度は引き続き新刊雑誌等からの収集を行っている。</u> 画像意匠については既に2013年度から資料収集を行っているが、2019年度より投影画像やクラウド上に表示される画像の追加収集を開始し、今年度も引き続き収集を行っている。 < 国際的取組 > 意匠五庁（ID5）の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。 外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 ・ 中国（11月実施） <u>2021年度に完了した、意匠五庁（ID5）の品質管理に関する協力プロジェクトの報告書を特許庁ホームページで紹介する。</u> （⑦の改善状況） < 国内案件の品質監査 > ・ 年間の品質監査の件数は2022年12月末までに74件を実施、年度内に約80件の監査を予定。（2021年度実績：120件、2020年度実績：120件） < ハーグ出願の品質監査 > 2017年度からハーグ出願の品質監査の試行を行っていたが、2019年度より本格実施を継続している。 ・ 年間の品質監査の件数は2022年12月末までに36件を実施、年度内に48件の監査を予定（2021年度実績：30件、2020年度実績：20件）。
--------	--

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

実績又は現況	<ユーザー評価調査> 2022 年度においても、5～6 月にユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 ・ 2022 年度のアンケート送付件数は、国内企業 300 社、外国企業 50 社。 ・ 2022 年度アンケート回収率：90.3%（2021 年度実績：89.4%）。 ・ 意匠審査全体の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 91.7%（昨年度調査では 91.3%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 49.9%（同 47.7%）。 ・ 分析の結果、「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。 ・ 2022 年 10 月に特許庁ホームページにて「令和 4 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有。 ・ 今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・ 回答者の負担軽減のため、オンライン回答方式とし、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしたほか、意匠審査全般の質についての調査のみ実施した。また、特定の出願における意匠審査の質については、特許庁ホームページにおいて、通年、意見募集した。 ・ 回答後の意見交換会についての同意確認も含めて調査を実施し、不満回答者との意見交換会を通じた審査の質の現状や審査の質に対するニーズの把握、分析を実施している。 ・ <u>2022 年度は、審査の質についての審査官側の認識調査による品質検証を行うべく、アンケート調査を実施し、課題を分析・抽出する。（2022 年 12 月実施）</u> <ユーザー等との意見交換> ・ <u>企業との意見交換</u> 2022 年度実績：15 件（2022 年 12 月末時点）（2021 年度実績：13 件、2020 年度実績 4 件） ・ <u>業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換</u> 2022 年度実績：5 件（2022 年 12 月末時点）（2021 年度実績：6 件、2020 年度実績：9 件） （⑧の改善状況） <国内案件の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組> ・ 2022 年度の品質監査の結果からは、特に拒絶理由通知の記載について課題が抽出された。 <ハグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組> 2022 年度上期においては、拒絶理由通知の理由付記の記載において、軽微な記載ミスが課題として抽出されたため、起案文章のチェック強化が課題として抽出された。
--------	---

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

実績又は現況	＜ユーザー評価調査についての課題＞ 2022 年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果からは、以下の取組を行う必要があるという課題が抽出された。 『判断の均質性』については、従前の取組に加え、令和 2 年 4 月 1 日に施行された改正意匠法が適用される出願についても審査運用ルール of 遵守徹底を図るべく、以下の取組を行う。 ・ 令和元年度、令和 2 年度の改訂意匠審査基準の遵守 ・ 改正意匠法に基づく新たな意匠（画像意匠、建築物意匠、内装意匠）の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施 ・ 案件協議等を通じた審査官間の判断の均質性の向上 ・ <u>類否判断の適正化のための案件協議（2022 年 9 月から開始）</u> 『拒絶理由通知等の記載』、『拒絶査定 of 記載』については、更なる向上を目指して引き続き以下の取組を行う。 ・ 全ての拒絶理由通知に判断理由を分かりやすく記載する。特に、類否判断を伴う拒絶理由通知については、その内容を明確に記載し、創作非容易性の拒絶理由通知については、提示する証拠を含め、判断理由を論理的に記載する。 ・ この点について、全審査官向けの品質管理に関する研修において周知して、運用の徹底を図る。 ・ <u>審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」（国内案件用）及び「拒絶 of 通報等起案事例集」（ハーグ用）改訂（2022 年 10 月）、イントラ掲載及び審査官に情報展開。</u>
--------	---

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑪

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	(国内への情報発信、協力関係) A) 会合における情報発信 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をする。また、小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表している。
	B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部（各審査部の部長等）や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている。 2022年度実績：15件（2022年12月末時点）（2021年度実績：13件、2020年度実績：4件） 業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を継続して行っている。 2022年度実績：5件（2022年12月末時点）（2021年度実績：6件、2020年度実績：9件）
	(国外への情報発信、協力関係) C) 外国特許庁からの情報収集 意匠五庁（ID5）の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。
	D) 外国特許庁との意見交換 外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 ・中国（11月実施） 新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修にて、我が国特許庁の意匠審査実務やハーグ協定加入の経験を共有する取組を行う予定。（意匠総合コース(2023年1月～2月開催予定)）
	E) 外国への情報発信 日中韓デザインフォーラム（8月）、日中意匠制度シンポジウム（11月）において、直近の意匠制度及び意匠審査基準改正や同改正に基づく審査実務の見直し等について情報発信を行った。
	F) 我が国の審査結果の発信 外国特許庁における意匠審査の効率化及び質的向上を支援すべく、求めに応じてベトナム国家知的財産庁に対して我が国の審査結果を提供している。